

救助契約書制定趣意書

昭和22年制定

救助契約書制定趣意書

終戦後沈没船及び積荷等の引揚作業が漸次盛んとなつて來たが其依頼者には以前と異つて主として船主が之に當り又それを引受ける救助會社の方も新設の爲の仕事に不馴のものが多く其の結果往々不合理な契約が行はれて實際上不便が少くない。そこで之を防ぐ爲めに標準的を契約書を制定する必要があるといふ声が強くなり遂に昭和廿一年八月廿九日開催の當所第六回常務理事會に於て特別委員會を設置し其の審議を委嘱することに決定委員として左記十一代を選任した。

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 村上祥一郎(三菱造船) | 加藤清忠(三井造船) | 松尾秋美(播磨造船) |
| 三宅徳三郎(川崎汽船) | 弓場好三郎(山下汽船) | 鈴木豊正(山下汽船) |
| 松本一郎(辰馬汽船) | 藤田和太郎(日本郵船) | 菅沼武雄(大阪商船) |
| 光藤丘(同和火災) | 三田次郎(東京海上) | |

而して同委員會は九月六日第二回の會合を開催して委員長に三田次郎代を推し爾後審議を重ねることと十四回同年十二月十七日を以て漸く最後案を決定した。然し慎重を期する上から更に此の案文に付救助會社方面と連絡して其の了解を求めたる上同月末愈々書式を確定して印刷に附することとなつたのである。前述の如く本契約書制定の主たる目的は戦後の新事態に即して救助契約上の紛議を防止し以て業界の不安を除去するといふにあつたのであるが同時に時代の要請に應じて様式の簡潔化

事務局 五

三田代議長席に着き、業界の實情に鑑み本件草案を早急に確定し度と希望し、今後毎週水曜日午後一時より連續開催することに決定。次いで議事に入り、前回決定せる日本海難救助會社制定の救助契約書を逐條的に検討することす。而して先づ第一号書式(實費主義)と第二号書式(請負主義)とを原案として別個に區別するか又は一本建とするかの問題あるも印刷用紙等現下の實情をも考慮して出来得れば一本建とすることとして第一号書式を中心に審議を進行す。

内容の平易化を計つた結果その條項や用語の中には從來と異つたものや特別の意味を含ましめたものが少くない。依つて以下逐條的に説明を加へて其の趣旨を明かにし、以て契約書利用者の参考に資することとするが、此に就いて先づ第一に注意して置さ度いことは本書式が所謂「不成功無報酬」(no cure-no pay)の主義を根本精神として居ること、此の点ロイド書式と同様である。

第一條(引渡期日及び場所) 此ハ誠實ニ本船及ビ積荷ノ救助作業ニ從事シテ本契約締結ノ日ヨリ向フ

日以内ニ本船ヲ救助ノ上 三回船ニ安全ナ浮揚状態デコレラ繋留シテ甲又ハ

甲ノ指圍人ニ引渡ス 此ハ現場デ瀕取リシタ積荷ハ 三回船ニ安全ナ浮揚状態デコレラ繋留シテ甲又ハ

存スル積荷ハ有姿ノ儘本船ト共ニ甲又ハ甲ノ指圍人ニ引渡ス

「安全ナ浮揚状態」とは普通の状況の下に於て特別の手段を施さずとも安全に浮揚して居る状態の意味で或は最近の沈没の場合の如きは引渡の際附保し得る程度のものに非ずば船主として不安なる故其の保證として引渡の際專家のサービスレポートを附することとして如何との提言もあつたが斯る場合サービスレポートを添附することは附保の絶対的條件ではないから一般的でなく且つ具体的に安全性を保障することは實際問題として困難を伴ふので採用さるなかつた次第である。尚「繋留」とは岸壁に繋ぐ場合は勿論鉤を下した場合をも含めた意味である。

第二條 契約前、作業 本契約締結前既ニ乙が本船又ハ積荷ニ對シ救助作業ニ着手シタ場合デモソノ作業ニ付テハ本契約ノ條項ヲ準用スル

本條は契約締結前ニ依つて行はれた救助作業に關して問題の生ずることを防ぐ爲め設けられたものでロイドホーム第一條本條と同一趣旨に出づるものである。

第三條 作業期間延長 第一條ノ期間内ニ本船及ビ積荷ノ救助が完了シナイ場合デモ救助成功ノ見込ガアルトキハ甲乙協議ノ上テ相當期間コレヲ延長スルコトガデキル

第四條 作業上ノ必要處置 乙又ハ乙ノ使用人ハ本船救助作業上必要ガアルト認メタトキハ甲又ハ甲ノ代理人ト協議ノ上無償デ本船ノ機関及ビ器具ヲ使用スル外投荷ヲシテシクハ船体及ビ機関ノ一部ヲ取外シ又ハ切取り或ハコレニ加工スルコトガデキル

前項ノ場合生ジタ損害其ノ他救助作業中本船及ビ積荷ニ生ジタ損害ニ對シテハ乙ハ賠償ノ責ニ任ジナイ

作業中第三者が乙又ハ乙の使用人により損害を受けた場合乙を相手として交渉円滑に進行し難ク甲は直接作業に従事せざる關係上乙と交渉する方解決容易であり而して期する場合その費用は救助費用中に計上スルものカ例であるから本條に是非此の點に關する規定を設けて貰ひ度いとの強い要望が救助業者の側にあつたのでありが此による損害を甲の有責と明文を以て規定することは願ひからずと云ふこと採用しなかつた。

第五條 報告義務 乙ハ本船救助作業中出乗得ル限リ毎日本船ノ状態及ビ作業ノ狀況ヲ甲ニ報告シナケレバナラナイ

作業の進行状態を知ることは甲としての重大関心事なる故本条ならばは毎日報告を必ず至當とするも最近の社會情勢にては意の如くならざること多かるべきを以て「出乗得ル限」と緩和して実情に合はせた次第である。

第六條 救助報酬金ノ支拂 乙が本船及ビ積荷ノ救助ニ成功シ本契約ニ依ル義務ヲ履行シタトキハ甲ハ救助報酬金トシテ金 圓ヲ遲滞ナク乙ニ支拂ハナケレバナラナイ 但シ本船カ

保険契約上推定金額ヲ構成シタ場合ハ救助報酬金ハ本船ト積荷ノ救助價額ノ合計額ヲ限度トシ救助價額ト共ニ甲乙協議ノ上テコレヲ定メル

甲に依る救助報酬金の支拂遅延に對して乙を保護する條項を設くべしとの議論も成立つてゐるが實際上大して問題をなき故其條となつた。尤も茲に云ふ「遲滞ナク」は「直チニ」の意であつて之に依り幾分乙の立場を保護することが出来よう。

第七條 救助報酬金額ノ決定 前條ノ救助報酬金額ノ定メガナカツタトキハ乙が本作業ノ爲ニシタ実費ノ外本船並ビニ積荷ノ救助價額ノ上ニ關シテ危険作業日數短縮ノ程度作業ノ難易及ビ乙ノ救助員並ビニ財産救助船及ビ道具ノ購サレタ危険ヲ斟酌シテコレヲ定メル 但シ乙が船ト積荷トノ救助價額ノ合計額ヲ限度トシ救助價額ト共ニ甲乙協議ノ上テコレヲ定メル

本契約書は「不成功無報酬」を根本方針として居ることは既述の通りであるが報酬金支拂の時期に關して契約時に其の額を決定する場合と作業終了後に要したる定費を支拂の場合とがある。而して前者本條は前者本條は後者に對する規定である。而してその主旨とする所は定費以外の所謂「報酬金」に付てはここに當然の請求權なきことを明確にした点である。

第八條(一部救助) 乙が誠實ニ且ツ相當ノ注意ヲ以テ本船ノ救助作業ニ從事シタニモ拘ラズ本船ノ救助ガ不成功ニ歸シ本船及ビ積荷ノ救助ヲ打切ツタ場合ハ甲ハ乙ニ對シ救助シタ物件ノ價額ノ合計額ノ
%ヲ限度トシキ乙ガ本作業ノ爲メニ要シタ費用ヲ支拂ハナケレバナラナイ

前項ノ價額ハ甲乙協議ノ上デコレヲ定メル
「相當ノ注意」とはロイドホームに於ける "with ordinary skill and care" の意味である。尚「救助ノ成功」は第一條第一項の規定に依つて明かして従つて之を完了しない場合は凡て救助不成功となる語である。

第九條(契約解除) 乙が著シク本契約ノ義務ニ違反シタトキハ甲ハ何時デモ本契約ヲ無償テ解除スルコトガデキル

群小救助業者の疾出した今日に於ては故意に作業を遅延させて不當な定費を請求するといふ悪徳業者の出現も予想されるので之に對し船主の立場を擁護する必要がある。本條に於

ける「乙ノ著シイ義務違反」とは斯る特別の場合を指すものである。

第十條(規定外事項) 本契約ニ規定シテキナイ事項ニ付テハ其ノ都度甲乙協議ノ上デコレヲ定メル

第十一條(仲裁) 本契約ニ関シテ甲乙両當事者間ニ争ヲ生ジタトキハ双方ハ社団法人日本海運集會所ニ仲裁判斷ヲ依頼シソノ仲裁人ノ裁定ヲ最終ノモノトシテコレニ從フ

當事者ノ一方ガ相手方ニ對シテ前項仲裁判斷ノ共同依頼ヲ提案シ二週間ヲ経過シテモ相手方ガソノ手續ヲトラナイトキハ右當事者ハ單獨ニソノ仲裁判斷ヲ社団法人日本海運集會所ニ依頼スルコトガデキル 此ノ場合相手方ハコレニ對シ異議ヲ申立テルコトガデキナイ
仲裁人ノ選定其ノ他仲裁手續ニ関スル一切ノ事項ハ社団法人日本海運集會所ノ定メル所ニ依ル

右ニ関スル訴訟ノ管轄ハ神戶地方裁判所トスル
當所制定に依る定期傭船契約書第三十四條運送契約書第二十條運航委託契約書第十四條と同一の規定である。

昭和廿二年二月

社団法人 日本海運集會所